

平成 2 7 年度

第 2 3 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 8 年 2 月 2 3 日 (火)

開会 1 4 時 1 5 分 閉会 1 6 時 1 8 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 2 3 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 平成 2 8 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- 第 2 号議案 教職員の採用について
- 第 3 号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について
- 第 4 号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について
- 第 5 号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について
- 第 6 号議案 大分県立文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 協 議

- 「大分県公立学校教職員の人材育成方針」の改訂について
- 教員採用試験の見直しについて
- 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 崎 浩 昭
	委員	岩 田 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	参事監兼教育財務課長	岡 田 雄
	参事監兼高校教育課長	岩 武 茂 代
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	姫 野 浩 之
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	野 尻 明 敬
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第23回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案、第6号議案及び協議の 、 、 については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案、第6号議案及び協議の 、 、 については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見
について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見」について説明いたします。

資料の3ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、知事から2月24日に開会いたします平成28年第1回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「平成28年度大分県一般会計予算関係部分」以下13本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められましたので、2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただくものです。

議案の内容等につきましては、順次担当課長から説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(岡田参事監兼教育財務課長)

「平成28年度大分県一般会計予算関係部分」について説明いたします。

5ページをお開きください。表の下2重線で囲んでいるところですが、当初予算額は右から3列目に記載されておりますとおり、1,137億9,375万7千円でございます。これを右から2列目の「平成27年

度7月現計予算額」と比較しますと、9,854万1千円の増、率にして0.1%の増となっています。内訳としましては、その下にありますとおり、事業費が約15億円の増となる一方、人件費は約14億円の減という状況になっています。事業費の増は、高等学校等就学支援金の対象が1学年分拡大し3学年全てが対象になることや、旧芸術会館跡地への埋蔵文化財センターの移転事業が本格化することなどによるものです。人件費の減につきましては、教職員数の減などに伴うものです。

主な事業につきましては、次のページの6ページをお開き願います。

まず、2番「高等学校等奨学金貸与事業」5,461万4千円です。この事業は、修学に意欲のある高校生・大学生等が保護者等の経済的理由により修学の機会が失われることがないよう、奨学金の貸与原資を大分県奨学会に貸し付けるものです。28年度は大学奨学金の拡充として、貸与月額を3千円上乘せすることとしています。

続いて、10番「いじめ・不登校等解決支援事業」1億3,626万1千円です。この事業は、いじめ等の生徒指導上の諸問題や貧困など家庭環境に起因する不登校等の解決に向け、スクールカウンセラーの配置などに加え、28年度からは新たにスクールソーシャルワーカーを全市町村に配置するものです。これにより、様々な課題を抱える児童・生徒を早期に関係機関につなげることのできる体制を構築することとしております。

次に7ページをご覧ください。13番「おおいたを創るキャリア教育推進事業」342万6千円です。この事業は、将来的に県内就職を希望する学生を増やすため、進学を希望する高校生を対象に企業説明会やインターンシップ等を実施するとともに、魅力ある県内企業の企業・雇用情報の提供を行う「おおいた学生登録制度」の加入促進を図るものです。

その下の14番「地域の高校活性化支援事業」2,000万円です。この事業は、地域の高校が地元で信頼され選ばれる学校となるよう、外部講師の活用などの学力向上に資する取組に加え、地域住民等との連携による魅力・特色ある学校づくりにつながる取組を行うものです。

最後に20番「日本遺産認定推進事業」1,804万8千円です。文化庁が進める「日本遺産魅力発信推進事業」に基づき、日本遺産の認定に向けて、市町村をつなぐ文化・伝統のストーリー化を行うとともに、文化財の整備や情報発信を実施するものです。

以上でございます。

(能見教育改革・企画課長)

資料8ページをお開きください。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について」説明をいたします。

これは、番号法に定められたマイナンバーを利用できる事務、いわゆ

る「法定事務」以外に、県独自の事務でもマイナンバーを利用できるよう、個別に条例で定める必要があり、それら県独自の事務の中に教育委員会の事務も含まれることから、条例改正の提案に当たり、知事から意見を求められたものです。

資料の「1 マイナンバー制度のスケジュール」をご覧ください。以前説明いたしましたとおり、番号法の施行に伴い昨年10月から市町村長がマイナンバーの通知を開始し、本年1月から番号法で定められた社会保障や税、災害対策に関する事務で順次マイナンバーの利用が開始されています。平成29年7月からは、総務省が開設する「情報提供ネットワークシステム」について、地方公共団体の利用が開始される予定となっています。この利用が始まりますと、申請の際に住民票の写しや課税証明書等の添付書類の省略が実現することとなります。

「2 一部改正の概要」をご覧ください。番号法では、県の所属間でマイナンバーを利用して所得税等の個人情報の確認を行うためには該当事務を条例に規定する必要があり、現行では法定事務と同じものを条例で定めています。今回の改正条例は、県民の利便性の向上、行政運営の効率化の実現を図るため、番号法の規定に基づき、法定事務とは別に県が独自にマイナンバーを利用する事務、これを「独自利用事務」と言いますが、これを番号利用等条例に定めるとともに、関連する規定を整備するものです。窓口と手続が同様であるなど、番号法で定める法定事務と関連性の強い教育委員会の事務を本県の独自利用事務として条例に規定することにより、法定事務と同様にマイナンバーを利用することが可能となり、行政手続の簡素化を実現できます。

中央の表をご覧ください。教育委員会の法定事務は表の左側にありますように3つの事務があります。「高等学校等就学支援金」、「特別支援教育就学奨励費負担金」、「医療に要する費用についての援助」の事務です。それらに関連する独自利用事務として、表の右側にあります「学び直し支援金の支給」、「奨学給付金の支給」、「特別支援教育就学奨励費補助金の支弁」の3つを規定するものです。この3つの事務は、国の個人情報保護特別委員会が、各県が独自に定める独自利用事務の要件を事前に例示しており、その要件を満たすと確認できたものです。行政事務の多様化、専門化等の流れを踏まえ、独自利用事務は今後、拡大が検討されているところでございます。

続きまして、資料8ページの下段にございます「大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について」でございます。これは「番号利用等条例」の一部改正による独自利用事務の制定に伴い、住基ネットの利用に関する本条例も一部改正されることとなるものです。

住基法においては、知事から他の実施機関へ本人確認情報を提供できる事務が、法に定められた事務又は条例で定められた事務、これらを「独自提供事務」と言いますが、これらの事務に限定されています。このた

め、「番号利用等条例」の一部改正による独自利用事務の制定に伴い、「独自提供事務」に先ほどご説明しました3つの「独自利用事務」を追加するものです。

以上でございます。

(藤本教育人事課長)

9ページをご覧ください。「職員の退職管理に関する条例の制定について」説明いたします。「1 条例制定の趣旨」に記載のとおり、本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い営利企業等に再就職した元職員に対し、退職前の職務に関して現職職員への働きかけを禁止するなど法律委任事項について必要な事項を定めるものです。「2 制度概要(1) 再就職者による依頼等の規制」として表の太線内のとおり、離職前5年より前に所属長以上の職に就いていた再就職者は、その職に就いていたときの職務についても働きかけが禁止されるものです。また、「(2) 再就職情報の任命権者への届出義務」及び「(3) 届出義務違反に対する過料」等、退職管理に関して必要な事項を条例で定めるものです。「3 施行期日」は、平成28年4月1日を予定しています。

続きまして10ページ、11ページ「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について」説明いたします。最初の囲みにありますように、地方公務員法が改正され「人事評価制度」を法律上に位置づけるとともに、同制度を任用・給与・分限等の人事管理の基礎とすることとなりました。これに伴い、関係条例を整備するものです。

最初に、「1 職員の給与に関する条例の一部改正について」です。

「(1) 級別基準職務表の条例化」につきましても、現在、人事委員会規則に規定している級別基準職務表を条例化するものです。次に、「(2) 勤務成績の判定期間等の改正」についてです。人事評価制度の導入に伴う「勤務成績」の判定期間につきまして、現行では「1月1日から12月31日まで」の期間を、「人事評価」の期間であります「10月1日から9月30日」に合わせ、1月1日の昇給に反映させるものです。

次に、「2 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」です。「各任命権者が条例に定めるところにより、毎年地方公共団体の長に対し報告しなければならない事項」が改正されたため、規定を整備するものです。新たに「人事評価」、「退職管理」を追加し、「勤務成績の評定」を削除するものです。

次に「3 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について」です。二重線の囲みにありますように、「降任」、「降給」、これは「降格」と「降号」に分かれます。この定義が整理されたことに伴い、条例において、これまで「降任」に該当するとされてきたいわゆる「降格」が「降給」に該当すると整理され、現行条例が及ばなくなったことから、今回「降号」も含め「降給」の定義、事由、手続等を定め

るものです。

以上の他、「4」にありますとおり、計13の条例について、地公法の条ズレ等に伴う規定の整備を行うものです。

続きまして12ページ「大分県職員定数条例の一部改正について」です。「1 条例改正の趣旨」にありますとおり、育児休業を取得しやすい職場環境を構築するため、育児休業中の職員を定数外とするとともに、平成27年度が最終年度となる大分県行財政高度化指針による成果を反映させる趣旨から、職員定数を削減するために所要の改正を行うものです。「2 改正概要」にありますように、「(1)」では、職員が安心して育児休業を取得できるよう環境を整備する観点から、育児休業中の職員を定数外とするものです。また、「(2)」にありますとおり、今年度が最終年度となる大分県行財政高度化指針を踏まえて定数削減の状況を反映させるものです。教育委員会におきましては、事務局職員の定数を現行の334人から4人削減し、330人に改正するものです。「3 施行期日」は、平成28年4月1日を予定しています。

続いて13ページ「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」です。前回、平成27年第4回定例県議会におきまして、共済年金が厚生年金に統合されましたことに伴う本条例の規定を整備をしたところです。「2 改正概要」にありますとおり、公的年金の「障害者に対する年金」と、本条例で支給する「公務災害の傷病者に対する年金」が併給される場合、調整率を乗じ一部を減額して支給する制度となっています。今回の改正で、この調整率を「0.86」から「0.88」に引き上げるものです。「3 施行期日」は、平成28年4月1日を予定しています。

以上でございます。

(蓑田体育保健課長)

資料の15ページをお開きください。「大分県使用料及び手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。

「1 経緯」についてですが、県立総合体育館内に昨年、本県で開催されました国民体育大会第35回九州ブロック大会の山岳競技用として設置したボルダリングウォール施設について、4月から一般への供用に向け、使用料を設定するものです。「2 施設の概要」ですが、ボルダリング競技は身体にロープをつなげずに小さな岩、壁を登るものです。総合体育館内に設置した施設は、高さ4.5m、長さ11mで壁面積49.5㎡となっています。「3 使用料」についてですが、使用の形態が専用としての使用、いわゆる貸切と個人としての使用があることから、それぞれの使用形態での使用料を設定するものです。使用料の積算にあたっては、施設の設置にかかった費用、工事費や年間の維持管理費用、さらに、九州各県との比較などを考慮しまして、専用による使用につい

ては1時間あたり350円、個人での使用については1時間あたり150円として設定することとしたいと考えています。また、従前からの施設と整理するため、新たな施設を「館内」、既存施設を「館外」として整理するものです。なお、既存施設の使用料についての改正は、今回はありません。今回の使用料の設定による一般使用によって、使用料の増収もさることながら、ボルダリング競技では昨年秋の和歌山国体で成年男子が優勝しており、本県における競技の普及、ジュニアの育成が期待されるところです。

施行日は平成28年4月1日を予定しています。

以上でございます。

(甲斐人権・同和教育課長)

資料の16ページをお開きください。「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例の制定について」説明いたします。

条例制定の経緯については資料に記載しているとおりです。「2 条例案の特徴」ですが、障がい者や家族の生きづらさ、ライフステージごとの課題などが記載されています。それを踏まえて、県及び県民の責務や合理的配慮の不提供を含む差別の禁止について述べ、障がいのある人の困難や苦しみを解消し共生社会の実現を宣言しています。

資料の17ページをご覧ください。教育委員会の関係部分ですが、第16条「教育における配慮」では、教育委員会や校長をはじめ教育関係者は障がいのある人の年齢、能力、特性を踏まえた教育を受けられるように、教育上の支援を行わなければならないとされています。同条文は、教育基本法第4条第2項に基づいています。

施行期日は平成28年4月1日となっています。

以上でございます。

(江藤生徒指導推進室長)

18ページをご覧ください。「大分県いじめ問題調査委員会条例の制定について」説明いたします。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法の第28条第1項第1号及び第2号に「重大事態」について定義され、「相当の期間」とは目安として30日以上とされています。このような重大事態の発生により、学校または学校の設置者である県教育委員会等が行った調査の報告を知事に行い、その結果について当該重大事態に対処し、または当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、知事が必要と判断した場合に、知事は今回設置する調査委員会に諮問をいたします。

資料中央の太実線枠内をご覧ください。今回の条例で規定される主なものです。委員会は委員5名以内で組織し、法律・医療・心理・福祉等に関して優れた識見を有する者から知事が任命することとしています。

「選任方法(案)」につきましては例示であり、規定されているものではありません。任期は2年です。また、特別の事項等を調査審議させるため必要があると認めるときには、臨時委員を置くことができますとなっています。本委員会が掌握する事務は、知事の諮問に応じいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議して、その結果を知事に答申するものです。なお、県立学校に係る調査結果については、いじめ防止対策推進法の中にも規定されていますが、議会にも報告することとなっています。

以上でございます。

(能見教育改革・企画課長)

資料の19ページ「大分県長期教育計画の策定について」です。

前回、教育委員会会議でご決定いただきました計画案について、議会上程するものです。

以上でございます。

(後藤義務教育課長)

資料の20ページをご覧ください。「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」説明いたします。

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として設ける学校教育法等の改正が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、関係8条例を改正する必要性が生じたものです。

関係8条例には、学校の種類として「義務教育学校」の記載が無いため、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」により、一括して各条例にこれを加えるという改正内容です。

施行予定日は平成28年4月1日です。

以上でございます。

(菟田体育保健課長)

資料の21ページをご覧ください。「平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について」説明いたします。

これは県立スポーツ施設建設事業に要する経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき市へ意見を求め、了承する回答をいただきましたので、今回定例県議会に議案として提案されるものです。

事業名は県立スポーツ施設建設事業です。負担割合は昨年12月に行われた県と市の間的重要課題に関する協議の場で、本事業について大分県と大分市の負担割合を3対1と確認できていることから、今回の負担

金議案の割合については「工事費の1/4」と提案するものです。

今回、大分市に負担を求める経費は実施設計委託、地質調査委託、性能評価に係る大臣認定書類作成委託等の経費です。計8,404万5千円の4分の1に相当する2,101万1千円の負担を求めることとしています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第3号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」説明いたします。

資料6ページをご覧ください。初めに、へき地手当制度の概要について説明いたします。「1 制度の趣旨」にありますように、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、へき地教育に優秀な人材を確保するため、へき地教育振興法の規定に基づき設けられた手当です。「2 へき地学校等の指定」につきましては、都道府県がへき地教育振興法施行規則に定める基準に従い、学校から病院や市町村教育委員会等の各機関までの距離等の算定要素を点数化し、その合計点数に応じて級地を指定することとなっています。「3 へき地手当等の支給」にありますように、へき地学校に指定された学校に勤務する教職員に対しては、級地に応じて支給割合が異なるへき地手当が支給されます。具体的な級地区分やへ

き地手当の支給割合は「4 級別区分及び支給率」の表のとおりです。

資料7ページ「5 指定の見直し」ですが、へき地教育振興法施行規則で概ね6年ごとに行うものとされています。今回の見直しは前回の改正から6年経過していることから、本年度見直しを行ったものです。なお、へき地学校等の指定基準につきましては、7ページの「参考」の欄をご覧ください。

次に、改正の概要について説明いたします。資料8ページをご覧ください。「1 改正理由」にありますように、へき地教育振興法施行規則第13条に規定を受け、へき地手当等の支給対象校を改正するものです。

「2 級地指定の見直し」につきましては、今回の見直しにより級地の上がる学校は6校、級地の下がる学校は4校、新規指定の学校が2校となっています。資料9ページ「3 学校の統廃合」に伴う改正ですが、本年4月1日から新たに指定される学校が1校、廃止になる学校が4校ございます。

以上のことから、へき地手当等の支給対象校を定めた職員のへき地手当等に関する規則の別表第1及び第2を資料3ページから5ページの新旧対照表のとおり改正するものです。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

級地の上がる学校が6校ありますが、具体的にどのような基準で算定するのですか。

(藤本教育人事課長)

資料7ページの「へき地学校等の指定基準」でお示ししていますように、それぞれの項目を点数化して、その点数に応じて級別に指定します。例えば算定した点数が、45～79点なら、6ページ「4 級別区分及び支給率」の表から第1級学校に指定することになります。

(松田委員)

級地の上がる学校になっている杵築市立上小学校の近くには高速道路が通っていて、交通の便がいいと思います。近くに大きな道があるとか、道路事情等は算定要件にないのですか。

(藤本教育人事課長)

自家用車による点数の算定は行っていません。

(松田委員)

上小学校は行きやすくなったのに級地が上がるので、不思議に思って質問しました。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」提案しますので、岩武参事監兼高校教育課長から説明いたします。

(岩武参事監兼高校教育課長)

第4号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」説明いたします。

資料5ページの「改正の概要」で説明いたします。「2 改正内容」をご覧ください。本議案は大分県立高等学校学則の課程、学科等を定めた別表を整備するものです。「(1) 学校の廃止」ですが、高校改革推進計画に基づき平成27年度末をもって閉校する佐伯豊南高等学校及び佐伯鶴岡高等学校の2校について、大分県立高等学校学則の別表から削除するものです。次に、「(2) 学科の廃止」ですが、現在学科改編に伴い募集停止している国東高等学校メカトロニクス科及び情報システム工学科並びに玖珠美山高等学校生物生産科及び食品化学科に募集停止以前に入学していた生徒が平成27年度末をもって卒業するため、当該学科を廃止するものです。

なお、施行期日は、平成28年4月1日としております。

3ページには、新旧対照表を付けておりますので、ご覧ください。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご

意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

特にございませんでしょうか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

第5号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第5号議案「大分県立特別支援学校学則の一部改正について」提案しますので、後藤特別支援教育課長から説明いたします。

(後藤特別支援教育課長)

第5号議案「大分県立特別支援学校学則の一部改正について」説明いたします。

改正点は、大分県立聾学校の高等部専攻科の工芸科、被服科、理容科の廃止です。

議案書1ページをご覧ください。ただいま申し上げました県立聾学校の専攻科の工芸科、被服科、理容科の廃止により、大分県立特別支援学校学則別表の県立聾学校の専攻科を産業技術科のみとします。2ページの新旧対照表では、表左側、聾学校高等部専攻科から工芸科、被服科、理容科を削除いたします。

この学科改編は、平成20年に策定した大分県特別支援教育推進計画に基づくものです。3ページ以降に平成22年10月22日の教育委員会会議に付議した議案を資料でお示ししていますが、計画の一部を変更し、新しい職業科である産業技術科を平成26年度に新設することを議決していただきました。これに伴い、従前の工芸、被服、理容の3科の募集を平成26年度に停止しました。この学科再編の概要を整理しますと、年次進行は資料5ページのとおりとなり、工芸、被服、理容の3学科の設置は平成27年度末までです。

改正の施行期日は、平成28年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

特にございませんでしょうか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。第5号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第2号議案 教職員の採用について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「教職員の採用について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第6号議案 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について

(工藤教育長)

それでは、第6号議案「大分県文化財保護審議会委員の委嘱について」提案しますので、野尻文化課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第6号議案の承認についてお諮りいたします。第6号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第6号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

「大分県公立学校教職員の人材育成方針」の改訂について

(工藤教育長)

それでは、協議の「『大分県公立学校教職員の人材育成方針』の改訂について」藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

いただきましたご意見を踏まえて進めてまいりたいと思います。

教員採用試験の見直しについて

(工藤教育長)

それでは、協議の「教員採用試験の見直しについて」藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

来年度の採用試験は、この形で進めたいと思います。また、ご意見を踏まえて、来年度以降も継続して検討していきたいと思います。

大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(工藤教育長)

それでは、協議の「大分県スポーツ推進審議会委員の任命について」蓑田体育保健課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

今回の協議の結果を踏まえて、進めてまいりたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第23回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第23回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年2月23日(火)

14:15～15:50

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 平成28年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見
について

第2号議案 教職員の採用について

第3号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

第4号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

第5号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について

第6号議案 大分県立文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 協 議

「大分県公立学校教職員の人材育成方針」の改訂について

教員採用試験の見直しについて

大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

平成二十八年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成二十八年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成二十八年二月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

知事から照会のあった平成二十八年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第 号
平成 2 8 年 2 月 日



大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会
教育長 工 藤 利 明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成 2 8 年 2 月 1 7 日付け財第 5 2 0 号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

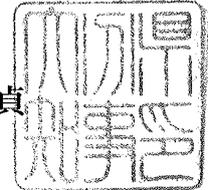
原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 5 2 0 号
平成 2 8 年 2 月 1 7 日

大分県教育委員会
教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

（議 案）

- ・平成 2 8 年度大分県一般会計予算関係部分
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・職員の退職管理に関する条例の制定について
- ・地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について
- ・大分県職員定数条例の一部改正について
- ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ・大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について
- ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の制定について
- ・大分県いじめ問題調査委員会条例の制定について
- ・大分県長期教育計画の策定について
- ・学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- ・平成 2 8 年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について

2 議案提出県議会

平成 2 8 年第 1 回定例県議会

平成 28 年度当初予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	平成 28 年度 当初予算案	平成 27 年度 7 月現計予算額	差引増減
10	教育費	121,359,633	121,561,638	202,005
	教育総務費	4,773,872	4,773,237	635
	1 (福祉保健部 ・生活環境部所管)	6,276,311	6,442,619	166,308
	小 計	11,050,183	11,215,856	165,673
	2 小学校費	41,377,651	42,661,389	1,283,738
	3 中学校費	24,920,798	24,734,488	186,310
	4 高等学校費	29,177,245	28,385,299	791,946
	5 特別支援教育費	9,864,278	9,968,547	104,269
	6 大学費 (企画振興部 ・福祉保健部所管)	1,289,565	1,319,124	29,559
	社会教育費	2,469,763	2,069,724	400,039
	7 (企画振興部所管)	0	104,679	104,679
	小 計	2,469,763	2,174,403	295,360
	8 保健体育費	1,210,150	1,102,532	107,618
教育委員会所管分計(- - -)		113,793,757	113,695,216	(+ 0.1%) 98,541
	うち事業費	構成比 (12.4%) 金額 14,099,488	(11.1%) 12,596,494	(+ 11.9%) 1,502,994
	うち人件費	構成比 (87.6%) 金額 99,694,269	(88.9%) 101,098,722	(- 1.4%) 1,404,453

< 参考 >

県予算額に占める教育委員会予算額の割合	18.7%	18.7%	
県 予 算 額	609,216,000	608,635,000	(+ 0.1%) 581,000

平成 2 8 年度当初予算案の概要（教育委員会関係）

（単位：千円）

事業名	平成 2 8 年度 当初予算案 〔前年度7月補正後 予算額〕	当初予算案の概要	所管課
1 公立高等学校等奨学金給付事業	320,860 (183,619)	修学に意欲のある高校生等が、保護者の経済的理由によりその機会を失うことのないよう、奨学金を給付する。 ・対象 市町村民税非課税世帯 第1子 年額 59,500円 第2子以降 年額 129,700円 生活保護受給世帯（修学旅行費相当分）年額 32,300円	教育財務課
2 高等学校等奨学金貸与事業	54,614 (63,802)	修学に意欲のある高校生等が、保護者の経済的理由によりその機会を失うことのないよう、奨学金の貸与原資を（公財）大分県奨学会に貸し付ける。 【特】大学奨学金の貸与額を拡充する。 ・貸与単価の上乗せ （例）国公立4年制、自宅外生の場合 40,000円/月 43,000円/月	教育財務課
3 県立学校施設整備事業	2,941,687 (2,826,333)	老朽化した校舎等の新增改築・大規模改造など、教育環境の改善を図るため、県立学校の施設や設備の整備を行う。 ・大規模改造（大分工業高校など20校） ・高校改革プラン（別府翔青高校）	教育財務課
特 4 スクールバス整備事業	48,460 (0)	特別支援学校に配備しているスクールバスについて、車両整備方針に基づき計画的に更新する。 ・臼杵支援学校 2台	教育財務課
新 5 共同実習船建造事業	13,000 (0)	津久見高校海洋科学学校の大型実習船「新大分丸」の老朽化に伴い、香川県と共同で建造する実習船の設計を行う。 ・31年度共同運航開始予定	教育財務課
6 小学校学力向上対策支援事業	176,978 (176,808)	客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員（18人）を配置する。 基礎・基本の定着に加え、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査（小5）を実施する。	義務教育課
7 中学校学力向上対策支援事業	296,107 (294,319)	客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員（36人）を配置する。 基礎・基本の定着に加え、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査（中2）を実施する。	義務教育課
特 8 アクティブ・ラーニング 美術教育推進事業	6,160 (0)	美術教育における、より効果的な鑑賞授業の推進に向け、小学4年生を対象として、県立美術館を活用し、主体的に芸術作品を鑑賞する力を育成するとともに、鑑賞学習の手法、指導法等を研究する。	義務教育課
9 いじめ・不登校等未然防止対策事業	153,857 (157,584)	不登校の生徒への支援や未然防止に取り組むため、不登校対策プランを策定した拠点校に専門コーディネーターとして地域不登校防止推進教員を配置（19人）する。 不登校が生じない、より良い学級づくりを推進するため、不登校予兆生徒の早期発見・早期支援に向けて、拠点校において学級への適応感を計るテストを実施する。	生徒指導推進室
10 いじめ・不登校等解決支援事業	136,261 (128,328)	生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（73人）を小・中・高等学校に配置する。 【特】貧困など家庭環境に起因する不登校等を解決するため、社会福祉士などの資格を持つスクールソーシャルワーカーを全市町村に配置し、早期に福祉事務所等の関係機関へ繋ぐ体制を構築する。	生徒指導推進室
特 11 グローバル人材育成推進事業	16,507 (0)	グローバル人材の育成を図るため、高校生を対象として、海外留学への支援や人文科学等の課題を世界的な視野で考える力を養う「グローバルリーダー育成塾」などを実施する。 小・中学生（各80人）を対象に英会話中心のイングリッシュ・キャンプを実施する。	高校教育課
12 未来を創る学び推進事業	10,447 (3,139)	高大接続改革実行プランを踏まえ、今後の大学入試改革に対応するため、高等学校の授業改善に向けた研究などを行う。 生徒が主体的に学ぶアクティブ・ラーニング型授業における効果的なICTの活用を研究する。	高校教育課

(単位：千円)

事業名	平成28年度 当初予算案 (前年度7月補正後 予算額)	当初予算案の概要	所管課
13 特 おおいたを創るキャリア 教育推進事業	3,426 (0)	将来的に県内就職を希望する学生の増加を図るため、進学を希望する高校生を対象に企業説明会やインターンシップ等を実施するとともに、魅力ある県内企業の企業・雇用情報の提供を行う「おおいた学生登録制度」の加入を促進する。	高校教育課
14 特 地域の高校活性化支援事業	20,000 (0)	地域の高校が地元で信頼され選ばれる学校となるよう、外部講師の活用などの学力向上に資する取組に加え、地域住民等との連携による魅力・特色ある学校づくりにつながる取組を実施する。	高校教育課
15 放課後・土曜学習支援事業	74,248 (86,907)	学力向上と豊かな心を育成するため、地域において放課後や土曜日を活用し、学習活動や体験活動などに取り組む市町村を支援する。 ・放課後チャレンジ教室(213教室) 活動時間全体の5割は補充学習を実施 ・土曜教室 小学校(120教室)活動時間全体の3割は補充学習を実施 【新】中学校(36教室)活動時間の全てで補充学習を実施	社会教育課
16 女性による地域力向上支援事業	2,944 (2,944)	女性が地域でいきいきと活躍できるよう、地域婦人会の活動を周知するなど、次代を担う人材育成を支援する。 ・女性活動実践フォーラムの開催(6市町) ・リーダー研修の開催	社会教育課
17 特 読書だいすき大分っ子育成事業	3,587 (0)	子どもの読書量の増加と読書の質の向上を図るため、本を読みたくなるアイデアを出し、読書の楽しさを伝える「子ども司書(子どもの読書リーダー)」を育成する。 中学生・高校生の読書活動の活性化に向け、本の紹介のプレゼンテーションを競う「ビブリオバトル大会」の対象を高校生に加え中学生へ拡充する。	社会教育課
18 特 不登校児童・生徒図書館等活用推進事業	1,890 (0)	不登校児童・生徒の早期学校復帰に向け、学校生活への適応力などを高めるため、図書館や青少年の家などを活用し、社会活動や体験活動プログラムを実施する。	社会教育課
19 特 地域教育力パワーアップ事業	2,696 (0)	子どもの貧困や発達障がいなど児童・生徒に係る様々な課題を地域で対応できるよう、地域人材の掘り起こし・育成や社会教育関係団体の交流促進を行う。	社会教育課
20 特 日本遺産認定推進事業	18,048 (0)	日本遺産の認定に向け、村落風景やキリシタン文化など市町村を繋ぐ文化・伝統のストーリー化を行うとともに、文化財のブラッシュアップや情報発信を実施する。	文化課
21 埋蔵文化財センター移転事業	664,629 (159,751)	築後50年が経過し、老朽化が著しい埋蔵文化財センターの移転先として、旧県立芸術会館を改修する。 ・29年4月開館予定	文化課
22 特 地域スポーツ活性化推進事業	8,028 (0)	県民の体力向上及び健康の保持増進を図るため、総合型地域スポーツクラブを中心として、手軽に取り組める運動プログラムを実施する。 ・中高年を対象とした筋力アッププログラム(貯筋運動)の実施 ・総合型クラブにおけるウォーキングイベントの実施(42回)など	体育保健課
23 県立スポーツ施設建設事業	88,139 (29,009)	武道をはじめとする屋内スポーツの競技施設を充実するため、全国規模の大会に対応し、大規模災害時の広域防災拠点としても利用できる屋内スポーツ施設の実施設設計などを行う。 ・大分スポーツ公園内(31年度完成予定)	体育保健課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例（番号利用等条例）の一部改正について

1 マイナンバー制度のスケジュール

- 平成 27 年 10 月～ 市町村長は住民票を有する全ての住民へ個人番号を通知
- 平成 28 年 1 月～ 社会保障、税、災害対策の手続きで順次マイナンバーの利用を開始
- 平成 29 年 7 月～ 地方公共団体が情報提供ネットワークシステムを利用
(効果：住民票の写しや課税証明書等の添付書類の省略が実現)

2 一部改正の概要

県民の利便性の向上、行政運営の効率化の実現を図るため、番号法第 9 条第 2 項に基づき、本県が独自に個人番号（マイナンバー）を利用して行う事務（独自利用事務）を条例に定め、関連規定を整備

3 独自利用事務の制定

法定事務と同様に行政手続きの簡素化（添付書類の削減）を実現するために、法定事務以外でマイナンバーを利用する教育委員会関係の事務を本県の独自利用事務として条例に規定

法定事務・・・番号法別表第一に規定された事務

添付書類の例・・・各種申請時に必要な「所得・税額証明書」や「住民票の写し」など

法定事務	独自利用事務
高等学校等就学支援金の支給 高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与するため、3 年間の授業料に充てるための就学支援金を支給	学び直し支援金の支給 高等学校等を中途退学した者が、再び学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長 2 年間、学び直し支援金を支給
	奨学給付金の支給 高等学校等の生徒がいる低所得者世帯を対象に、授業料以外の教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高校生等奨学給付金を支給
特別支援教育就学奨励費（負担金）の支弁 特別支援学校に在学している幼児、児童、生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するために、就学に必要な諸経費を国及び都道府県が負担	特別支援教育就学奨励費（補助金）の支弁 特別支援学校に在学している幼児、児童、生徒の保護者等に、就学に必要な諸経費（通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費等）を補助
医療に要する費用についての援助 豊府中学校及び特別支援学校（義務教育課程）に通う一定の収入額未満の世帯の児童生徒が伝染病等に罹患した際、保護者の経済的負担を軽減するために医療費等を援助	/

大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

『番号利用等条例』の一部改正で独自利用事務を定めることに伴い、知事から教育委員会あて住基ネットを利用して本人確認情報を提供できる独自提供事務に、番号利用等条例に制定した独自利用事務を追加

職員の退職管理に関する条例の制定について

1 条例制定の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対し、退職前の職務に関して現職職員への働きかけを禁止するなど、職員の退職管理について必要な事項を定めるもの

2 制度概要

(1)再就職者による依頼等の規制[第2条関係]

法律第38条の2第8項の規定により、離職前5年より前に国の部課長級相当職に就いていた再就職者に対し、離職後2年間、当該職に就いていたときの職務に関するものについて、現職職員に職務上の行為をするよう(又はしないよう)要求・依頼することのないよう規制するもの。

< 参考 >

規 制 対 象	禁止される働きかけの内容	規 制 期 間	法令
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関するもの	離職後2年間	法律
	在職中に自らが決定した契約・処分に関するもの	期間の定めなし	法律
離職前5年より前に 所属長以上 の職に就いていた再就職者	当該職に就いていたときの職務に関するもの	離職後2年間	条例

(2)再就職情報の任命権者への届出義務[第3条関係]

法律第38条の6第2項の規定により、管理監督の地位にある職に就いていた職員であって、離職後2年間のうちに営利企業等に再就職した者に対して、再就職先等の情報を任命権者に届け出ることを課すもの。

(3)届出義務違反に対する過料[第4条関係]

法律第65条の規定により、前条(条例案第3条)の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者に対し、1.0万円以下の過料を科すもの。

3 施行期日

平成28年4月1日

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備（16条例）について

改正地方公務員法（公布：H26.5.14 施行：H28.4.1）

「人事評価制度」を法律上に位置づけるとともに、同制度を任用・給与・分限等の人事管理の基礎とする。

➡ 能力及び実績に基づく人事管理の徹底 ➡ 「職務給原則」の徹底 等

1 職員の給与に関する条例の一部改正について

(1) 級別基準職務表の条例化

改正地公法は、職務給の原則を徹底するため、また、給料表と級別基準職務表は表裏一体であるという観点から、『給与に関する条例中に当該職務表を定めなければならない』とした。

このため、現在、人事委員会規則（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）に規定している級別基準職務表を、条例化する。

職務給の原則・・・ 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（地公法第24条第1項）
 級別基準職務表・・・ 給料表の級別の分類の基準となる職務内容を示したもの。（例：9級＝本庁の部長の職務）

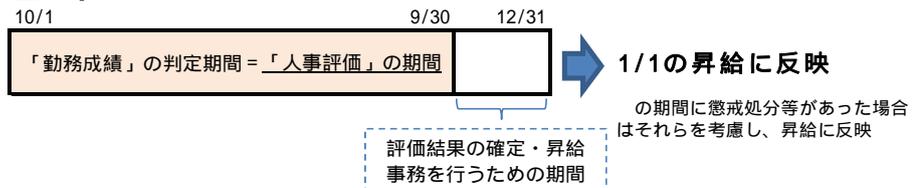
(2) 勤務成績の判定期間等の改正

改正地公法により、人事評価の給与への反映が義務づけられたことに伴い、人事評価の結果を昇給や勤奨手当へ反映させるため、勤務成績の判定期間を人事評価の期間と合わせる。

【現 行】



【改正後】



2 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

(1) 長に報告する人事行政の運営状況に関する項目の加除

改正後の地公法第58条の2第1項に規定されている『各任命権者が、条例で定めるところにより、毎年地方公共団体の長に対し報告しなければならない事項』が改正されたため、規定を整備する。

変更なし

任免及び職員数 給与 勤務時間その他の勤務条件
 休業 分限及び懲戒 服務 研修
 福利及び利益の保護 その他知事が必要と認める事項

追加

人事評価
退職管理

削除

勤務成績の
評価

長はこれらを取りまとめの上、住民へ公表。

3 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について

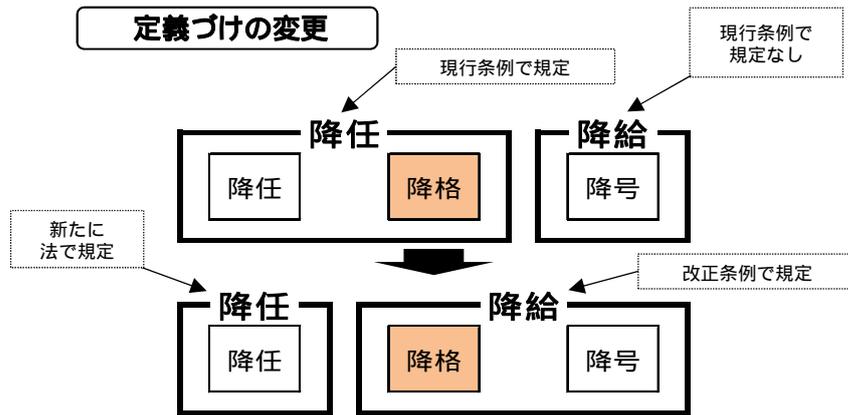
**「降給」に係る
規定の整備**

改正地公法等により「降任」「降給（降格・降号）」の定義が整理されたことに伴い、「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」において、これまで「降任」に該当するとされてきた“降格”が「降給」に該当すると整理され、現行条例が及ばなくなったため、今回“降号”も含め「降給」の定義、事由、手続等を定めるもの。（国家公務員は人事院規則で降給（降格、降号）について整備済）

用語の定義

	定 義	例
降任	現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること	課長補佐級 係長級
降格	職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること	課長補佐級(5級) 課長補佐級(4級)
降号	号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること	1級30号給 1級28号給

定義づけの変更



4 その他の条例改正（地公法の条ズレ等に伴う規定整備）

計 13 条例

条文中に引用している地公法の規定が条ズレ等を起こしたため、改める。

- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 職員の育児休業等に関する条例
- 職員の自己啓発等休業に関する条例
- 職員の配偶者同行休業に関する条例
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例
- 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

大分県職員定数条例の一部改正について

1 条例改正の趣旨

育児休業を取得しやすい職場環境を構築するため、育児休業中の職員を定数外とするとともに、平成 27 年度が最終年度となる大分県行財政高度化指針による成果を反映させる趣旨から、職員定数を削減するために所要の改正を行うもの。

2 改正概要

(1) 育児休業中の職員を定数外とする

育児休業中の職員について、現行条例では定数内の取扱いとなっている。

職員が安心して育児休業を取得できるよう環境を整備する観点から、育児休業中の職員を定数外とするもの。

(2) 大分県行財政高度化指針の成果を反映

大分県行財政高度化指針（計画期間：平成 24 年度から平成 27 年度まで）では、定数管理が厳しく求められる中で、事務事業の徹底した見直しやスクラップ・アンド・ビルドにより、総人件費の抑制に努めるとともに、最小限の人員で最大限の効果を発揮できるよう努めてきた。

当該指針が平成 27 年度で最終年度となることから、計画期間における定数削減状況を条例に反映させるもの。

教育委員会事務局職員定数を、334 人から 330 人に改正する

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

1 本条例の趣旨

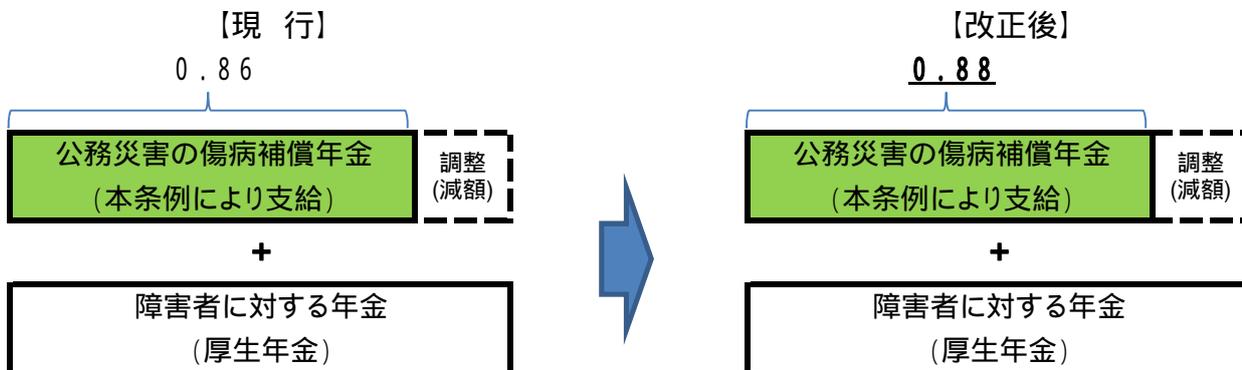
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害について本条例で補償
 (常勤職員は地方公務員災害補償法で補償)

対 象	適用法・条例
常勤職員	地方公務員災害補償法
議会の議員・非常勤職員	議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

2 改正概要(併給調整)

本条例で支給する「傷病補償年金」等が、同一の事由により給付される他の公的年金の「障害者に対する年金」と併給される場合、本条例による補償年金に調整率を乗じ、一部を減額して支給する(併給調整)。

今回、地方公務員災害補償法施行令が改正され、傷病補償年金及び休業補償について、この調整率が見直されたため、政令に準じて改正を行う。



3 施行期日 平成28年4月1日

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

1 経緯

- ・ 平成 27 年度国民体育大会第 35 回九州ブロック大会の開催のため、県立総合体育館内に、山岳競技会で必要となるボルダリングウォール施設を設置。
- ・ 平成 28 年 4 月から一般への供用開始に向け、使用料の設定が必要。

2 施設の概要

- ・ 壁面積 49.5㎡(高さ4.5m×長さ11m)
- ・ その他 空調設備完備(冷暖房)



3 使用料

	館内ボルダリングウォール	(館外ボルダリングウォール)
・ 専用使用料	1時間 350円	(1時間 250円)
・ 個人使用料	1時間 150円	(1時間 50円)

館内ボルダリングウォール

県立総合体育館のクライミングウォールに従前より併設しているボルダリングウォールも使用を継続することから、新施設を「館内ボルダリングウォール」とし、既存の施設を「館外ボルダリングウォール」として名称を整理する。

4 施行日

- ・ 平成 28 年 4 月 1 日

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県 づくり条例について

1 制定の経緯

- (1)平成 2 6 年第 1 回定例会において「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を全会一致で採択
 - ・採択に際しての委員長報告
 - (1) 条例（案）については執行部において作成すること
 - (2) 関係団体等との十分な協議や検討はもちろん広く公平な意見聴取を行うこと
- (2)障がい者団体（56団体）に対するアンケート調査
- (3)県政モニター（対象者165人）からの意見聴取
- (4)障がい者団体、経済団体の代表者を含む条例検討協議会の開催
 - ・計4回開催し全会一致で条例（案）を承認
- (5)パブリックコメントの実施
 - ・129件受理

2 条例(案)の特徴

障がい者や家族の生きづらさ、親なき後の問題、性、結婚、出産などライフステージごとの課題について生の声に基づき記載している

- (1) 前文
差別や理解不足等により障がいのある人が選択を妨げられていることやその家族が困難な状況に置かれていることを指摘し、その状態を解消し、共生社会の実現を図ることを宣言
- (2) 基本原則（第3条）
障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの意思により選択し、自分らしく生きることができるとなどを旨として共生社会の実現を図る。
- (3) 県の責務（第4条）
県は、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施する。また、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の日常生活及び社会生活上の課題の解消に努める。

3 教育委員会との関係部分

**「障がいを理由とする差別の禁止を 8 分野で明記
(合理的配慮の不提供を含む)」**



「教育における配慮(第 16 条)」

(教育における配慮)

第十六条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない。

4 同条例に関する関係法令

教育基本法

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 (省略)

5 施行日

平成 28 年 4 月 1 日施行

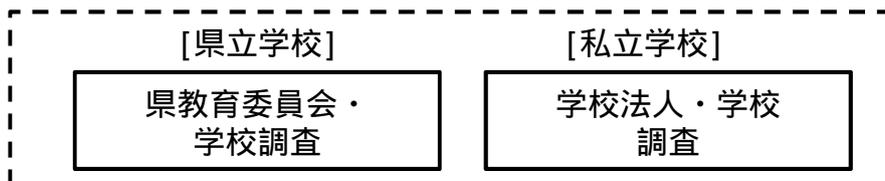
(障害を理由とする差別の解消に関する法律と同時施行)

大分県いじめ問題調査委員会条例(案)概要

重大事態とは (法第28条第1項)

- ・いじめにより児童等の生命、身体又は財産に 重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

重大事態が発生した場合



報 告

知 事

知事が必要と判断 (法第30条第2項、第31条第2項)

諮 問

条例第2条

いじめ問題調査委員会

構成(条例第3条)

*選任方法(案)

法律、医療、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者5名以内で構成し、知事が任命

- ・法 律 県弁護士会
- ・医 療 県精神科病院協会
- ・心 理 県臨床心理士会
- ・福 祉 県社会福祉士会
- ・その他 大学教授等から選任

任期(条例第4条)

2年

委員長(条例第5条)

委員の互選

臨時委員(条例第6条)

特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときに置く。

答 申

条例第2条

知 事

報 告

議 会

知事は調査結果(県立学校のみ)を報告(法第30条第3項)

重大事態がない場合

年1回会議開催 大分県のいじめの状況及び対策等報告

大分県長期教育計画(「教育県大分」創造プラン2016)(案)の概要

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

教育改革の経緯

- 教育改革の背景
- ・H20以前の教育施策の展開
 - ・教員採用選考試験等をめぐる不祥事(H20)
- 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備
- ・選考試験、人事管理、組織の見直しによる、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立
 - ・教職員が切磋琢磨する環境醸成、法令遵守の徹底
- 「芯の通った学校組織」の構築による学校改革
- ・H24以降の計画的取組により、学校の課題解決力は着実に向上
 - ・「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要

教育を取り巻く時代の趨勢

- 社会情勢の変化
- ・変化の激しい時代にあって、社会情勢の変化を的確に捉え、次代に向けた展望を描く必要(人口減少・少子高齢化、グローバル化、ICTの進展・技術革新等)
- 教育情勢の変化
- ・国では、地方創生、2020年東京五輪を見据えスポーツ・文化芸術立国の実現に向けた取組や、高大接続改革等の教育改革を推進
 - ・こうした地方創生や教育改革等の機を捉え、特に2020(H32)年を見据えた取組を進め、更にその先の5年に繋げていく視座が必要

基本理念

生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進
「大分県長期総合計画」に基づく8つの基本目標の下、第2章の施策を計画的・総合的に推進
最重要目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指す
「学力」「体力」「未来を切り拓く意欲」「グローバルに活躍する力」に関わる指標を設定

第2章 施策(主な内容)

学校教育

- 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
- ・確かな学力: 「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求、(目指す授業像の明確化、主体的・協働的な学習)組織的な授業改善の推進、補充・家庭学習の充実
 - ・豊かな心: 道徳教育、芸術・伝統文化等に関する教育の充実、読書活動、体験活動の推進
 - ・健康・体力: 学校体育の充実、運動の習慣化、学校保健の充実、食育やむし歯予防対策の推進
 - ・進学力・就職力の向上(高大接続改革を見据えた授業改善、SGH等先進的取組の波及等)(専門学部の充実、実習設備の整備、地域産業界との連携強化等)(キャリア教育の充実、インターンシップの充実等)
 - ・幼児教育、特別支援教育の充実
 - ・時代の変化を見据えた教育(人権、ICT、ESD、主権者教育)
- グローバル社会を生きるために必要な総合力の育成
- ・挑戦意欲と責任感・使命感
 - ・多様性を受け入れ協働する力
 - ・大分県や日本への深い理解
 - ・論理的に考え伝える力
 - ・英語力(語学力)

計画の性格・役割等

- 「大分県長期総合計画」の教育部門の実施計画
- 「大分県長期総合計画」の教育関係部分と合わせて、教育基本法第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」計画の期間:
H28(2016)年度~H36(2024)年度〔9年間〕

施策の総合的推進のために必要な視点

- 施策横断的な課題への対応
- ・新たな教育課題への対応(ICTを活用した教育の推進、主権者教育の充実等)
 - ・子どもの貧困対策
 - ・基盤となる人権教育
 - ・インクルーシブ教育システム
- 施策推進に向けた環境づくり
- ・県民総ぐるみの教育(学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組普及)
 - ・県民の期待に応える教育行政(新教育委員会制度の下、市町村教委、知事部局との連携)

文化財・伝統文化

- ・文化財・伝統文化の保存・活用・継承
- ・文化財・伝統文化の保存(指定・選定・登録制度の活用、埋蔵文化財センター移転整備等)
- ・文化財・伝統文化の活用(修復現場の公開、「日本遺産」の認定促進、埋蔵文化財センターの展示内容充実等)
- ・文化財・伝統文化の継承(学ぶ機会の充実、継承に向けた基盤整備)

スポーツ

- 県民スポーツの推進
- ・生涯にわたってスポーツに親しむ機運醸成(ライフステージに応じたスポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援)
 - ・県民スポーツを支える環境づくり(「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実、県立屋内スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保等)
 - ・世界に羽ばたく選手育成
 - ・ジュニア期からの一貫指導体制の確立
 - ・優秀選手の育成・強化
 - ・競技力を支える人材養成と環境整備

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

学校教育法（昭和22年法律第26号）は、義務教育の期間を9年間と定め、小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部、並びに中等高等学校の前期課程を義務教育制度の対象となる学校として規定している（第17条）。

法改正

学校教育法等の一部を改正する法律〔公布：27.6.24、施行：28.4.1〕（※学校教育法のほか、関係法律を改正）

政府の教育再生実行会議提言

『義務教育学校』を新たな学校の種類として法律に明記

- 1 学校の種類として、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たに設ける。〔改正法第1条〕
- 2 義務教育学校の制度化に係る行財政措置として、公立の義務教育学校に関する教職員定数の算定並びに教職員給与費及び施設費に係る国庫負担については、現行の小学校及び中学校と同様の措置を講じる。〔改正法第2～4条〕
- 3 義務教育学校の教員については、原則として小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を併有するものでなければならない。（※経過措置あり）〔改正法第5条〕

★ 小学校と中学校の「接続」をスムーズし、子どもの発達に応じた教育を充実させ、学校教育制度の多様化及び柔軟化を推進

※平成20年度から“制度”として実施されてきた小中一貫教育（教育課程特例校制度）の検証等を踏まえ法定化。単線型とされる現行制度に新たな選択肢が設けられたもの。

- ◎ 現行の『小学校6年・中学校3年の“6・3”制度』⇒義務教育学校は“5・4”や“4・3・2”など、学年の区切りを柔軟に変更可。
 - ◎ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成となるため、地域の実情等に合わせた多様な取組が可能。
 - ・従前の中学校の教育課程を小学校段階で先取り
 - ・教育内容の実施学年の入替え
 - ・重複するカリキュラムを整理し、振り返りの授業に充てる
 - ・小学校低学年での外国語活動を中学校の英語の教員が担当 等
- ⇒ 期待される効果 … 中1ギャップの解消、小4・小5間の発達段差への対応、学力向上、合理的な教員配置 等
- ※ こうした取組は、従前からの特例校制度において文科大臣の指定を受けた上で実施可能であったが、今後は、義務教育学校設置者（市町村）の判断で実施可。
 ※ 義務教育学校の法定化後も、特例校制度は継続可。県内9か所あり。義務教育学校への移行は現在のところ未定。

条例改正

条例中に規定している学校の種類に、義務教育学校を加える等。（学校職員の特殊勤務手当支給条例など、8条例）

1 職員の給与に関する条例〔人事課〕

へき地手当について規定する第14条の4中、『山間地、離島等に所在する小学校、中学校 …』に義務教育学校を加える。

2 職員のへき地手当等に関する条例〔人事課〕

へき地手当について定義する第1条及び第2条中、『へき地等所在の小学校、中学校 …』に義務教育学校を加える。

3 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例〔障害福祉課〕

地域との連携について規定する第51条中、『障がい児が通う保育所、幼稚園、小学校 …』からの相談に応じ、…』に義務教育学校を加える。

4 職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例〔雇用・人材育成課〕

普通課程の訓練対象者を規定する第5条中、『中学校卒業 …』に義務教育学校卒業者を加える。

5 学校職員の特殊勤務手当支給条例〔教育人事課〕

多学年学級における授業等に従事する場合に支給する特殊勤務手当を規定する第3条中、『小学校、中学校 …』に義務教育学校を加える。

6 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例〔教育人事課〕

本条例の対象となる職員を規定する第2条中、『小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長、副校長 …』に義務教育学校を加える。

7 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例〔教育人事課〕

義務教育諸学校等を定義する第2条中、『小学校、中学校 …』に義務教育学校を加える。

8 大分県暴力団排除条例〔警察本部組織犯罪対策課〕

青少年教育を規定する第14条中、『県は、中学校 …』において暴力団排除に係る教育が行われるよう措置を …』に義務教育学校を加える。

平成 28 年度における県立スポーツ施設建設事業に要する 経費の市町村負担について

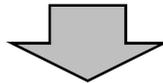
平成 28 年度県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第 27 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年大分県議会第 1 回定例会に提案するもの。

市町村負担割合

事業名	負担割合
県立スポーツ施設建設事業	工事費の 1 / 4

『屋内スポーツ施設について』県と市の間での確認内容

大分県は、ラグビーワールドカップ 2019 までの完成を目指し、大分市のニーズも取り入れ、着実に当該施設の整備を進める。また、当該施設の整備に関して、大分県と大分市は、国庫を除き 3 対 1 の割合で費用を負担する。



上記内容については、平成 27 年 12 月 24 日に行われた、大分県と大分市の政策協議の場で確認済み

【根拠法令：地方財政法(抜粋)】

(都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担)

第 27 条 都道府県の行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）
でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

第三号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「春日小学校」の下に「、古後小学校」を加え、同款の日田市の項中「前津江小学校」を「小野小学校、前津江小学校」に改め、同款の佐伯市の項中「宇目緑豊小学校、色宮小学校」を「直川小学校、米水津小学校」に改め、同款の杵築市の項中「山浦小学校、上小学校」を「大田小学校」に改め、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「准園小学校栗原分校、」及び「、八幡小学校鳥屋分校、古後小学校」を削り、同款の佐伯市の項中「名護屋小学校」を「宇目緑豊小学校、名護屋小学校」に改め、同款の津久見市の項の次に次のように加える。

杵築市 上小学校

別表第一の小学校の部のへき地学校に準ずる学校の款の日田市の項、佐伯市の項及び杵築市の項を削り、同款に次のように加える。

国東市 武蔵西小学校

別表第一の中学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「山浦中学校」の下に「、古後中学校」を加え、同款の佐伯市の項中「宇目緑豊中学校」を「直川中学校」に改め、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「、古後中学校」を削り、同款の佐伯市の項中「蒲江翔南中学校」を「宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校」に改め、同部のへき地学校に準ずる学校の款の佐伯市の項を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

特別の地域に所在する学校

小学校の部

佐伯市 本匠小学校

中学校の部

佐伯市 本匠中学校

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の職員のへき地手当等の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)に基づくへき地手当の月額が施行日の前日におけるへき地手当の月額(以下「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。)に係るへき地学校、へき地学校に準ずる学校及び職員のへき地手当等に関する条例(昭和三十五年大分県条例第五号)第五条第一項に規定する特別の地域に所在する学校の指定並びにへき地手当の支給割合については、改正後の規則別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合(当該学校の移転があつた場合を除く。)においては、なお従前の例による。この場合において、当該職員に支給するへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額を超えるときは、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額を支給する。

提案理由

へき地教育振興法施行規則(昭和三十四年文部省令第二十一号)第十三条第一項の規定に基づきへき地等学校の指定を見直すとともに、学校の統廃合に伴いへき地手当等の支給対象校を削除し、及び追加する必要があるので提案する。

職員のへき手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
第一条（第四条略）	別表第一（第二条関係）	第一条（第四条略）	別表第一（第二条関係）
第一級学校 小学校の部	第一級学校 小学校の部	第一級学校 小学校の部	第一級学校 小学校の部
東国東郡 姫島小学校	東国東郡 姫島小学校	東国東郡 姫島小学校	東国東郡 姫島小学校
速見郡 南端小学校	速見郡 南端小学校	速見郡 南端小学校	速見郡 南端小学校
玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校	玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校	玖珠郡 飯田小学校、春日小学校	玖珠郡 飯田小学校、春日小学校
大分市 野津原西部小学校	大分市 野津原西部小学校	大分市 野津原西部小学校	大分市 野津原西部小学校
中津市 深水小学校、山移小学校	中津市 深水小学校、山移小学校	中津市 深水小学校、山移小学校	中津市 深水小学校、山移小学校
日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校、蒲江小学校、河内小学	日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校、蒲江小学校、河内小学	日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校	日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校
佐伯市 直川小学校、米水津小学校、上入津小学校	佐伯市 直川小学校、米水津小学校、上入津小学校	佐伯市 直川小学校、米水津小学校、上入津小学校	佐伯市 直川小学校、米水津小学校、上入津小学校
津久見市 赤崎小学校、白丹小学校、直入小学校	津久見市 赤崎小学校、白丹小学校、直入小学校	津久見市 赤崎小学校、白丹小学校、直入小学校	津久見市 赤崎小学校、白丹小学校、直入小学校
竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校	竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校	竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校	竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校
杵築市 大田小学校	杵築市 大田小学校	杵築市 山浦小学校、上小学校	杵築市 山浦小学校、上小学校
宇佐市 南院内小学校、塚原小学校	宇佐市 南院内小学校、塚原小学校	宇佐市 南院内小学校、塚原小学校	宇佐市 南院内小学校、塚原小学校
由布市 阿蘇野小学校	由布市 阿蘇野小学校	由布市 阿蘇野小学校	由布市 阿蘇野小学校
第二級学校 玖珠郡 森中央小学校相之迫分校、日出生小学校	第二級学校 玖珠郡 森中央小学校相之迫分校、日出生小学校	第二級学校 玖珠郡 准園小学校栗原分校、森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、八幡小学校鳥屋分校、古後小学校	第二級学校 玖珠郡 准園小学校栗原分校、森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、八幡小学校鳥屋分校、古後小学校
日田市 津江小学校	日田市 津江小学校	日田市 津江小学校	日田市 津江小学校
佐伯市 宇目緑豊小学校、名護屋小学校、名護屋小学校森崎分校	佐伯市 宇目緑豊小学校、名護屋小学校、名護屋小学校森崎分校	佐伯市 津江小学校	佐伯市 津江小学校
津久見市 越智小学校、保戸島小学校	津久見市 越智小学校、保戸島小学校	津久見市 越智小学校、保戸島小学校	津久見市 越智小学校、保戸島小学校
杵築市 上小学校	杵築市 上小学校	杵築市 上小学校	杵築市 上小学校
宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校福貴野分校	宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校福貴野分校	宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校福貴野分校	宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校福貴野分校
第三級学校 玖珠郡 日出生小学校小野原分校	第三級学校 玖珠郡 日出生小学校小野原分校	第三級学校 玖珠郡 日出生小学校小野原分校	第三級学校 玖珠郡 日出生小学校小野原分校
佐伯市 大島小学校	佐伯市 大島小学校	佐伯市 大島小学校	佐伯市 大島小学校

第四級学校 佐伯市 蒲江小学校深島分校	第五級学校 津久見市 無垢島小学校	へき地学校に準ずる学校 別府市 朝日小学校湯山分校、東山小学校 中津市 津民小学校	津久見市 長目小学校 竹田市 菅生小学校、都野小学校	国東市 武蔵西小学校	第一級学校 東国東郡 姫島中学校 速見郡 南端中学校 玖珠郡 山浦中学校、古後中学校 日田市 前津江中学校、五馬中学校 佐伯市 直川中学校 竹田市 直入中学校	第二級学校 玖珠郡 日出生中学校 日田市 津江中学校	第三級学校 佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校 津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校	第五級学校 津久見市 無垢島中学校
------------------------	----------------------	---	-------------------------------	------------	---	----------------------------------	--	----------------------

第四級学校 佐伯市 蒲江小学校深島分校	第五級学校 津久見市 無垢島小学校	へき地学校に準ずる学校 別府市 朝日小学校湯山分校、東山小学校 中津市 津民小学校 日田市 小野小学校 佐伯市 本匠小学校	津久見市 長目小学校 竹田市 菅生小学校、都野小学校 杵築市 大田小学校	第一級学校 東国東郡 姫島中学校 速見郡 南端中学校 玖珠郡 山浦中学校、五馬中学校 日田市 前津江中学校、五馬中学校 佐伯市 宇目緑豊中学校 竹田市 直入中学校	第二級学校 玖珠郡 日出生中学校、古後中学校 日田市 津江中学校	第三級学校 佐伯市 大島中学校、深島中学校	第五級学校 津久見市 無垢島中学校
------------------------	----------------------	---	--	---	--	--------------------------	----------------------

へき地学校に準ずる学校

別府市 東山中学校

竹田市 久住中学校、都野中学校

別表第二（第四条関係）

特別の地域に所在する学校

佐伯市 本匠小学校

小学校の部

佐伯市 本匠中学校

へき地学校に準ずる学校

別府市 東山中学校

佐伯市 本匠中学校
竹田市 久住中学校、都野中学校

別表第二（第四条関係）

特別の地域に所在する学校

国東市 武蔵西小学校

小学校の部

へき地手当制度の概要

1 制度の趣旨

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校に勤務する教職員の精神的負担や生活不便に給与上対処し、へき地教育に優秀な人材を確保するため、へき地教育振興法の規定に基づき設けられた手当である。

2 へき地学校等の指定

へき地学校等は、へき地教育振興法施行規則（文部科学省令）で定める基準に準拠して、各学校における交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件からへき地度を算出し、その点数に応じて級別に指定する。

この省令で定める基準は、従来「従うべき基準」とされていたが、地域主権一括法により、平成24年4月1日から、「参酌すべき基準」に改められている。

3 へき地手当等の支給

へき地学校等に勤務する教職員には「へき地手当」を、へき地学校等への異動に伴い住居を移転した教職員には併せて「へき地手当に準ずる手当」を支給する。

【 支給月額 = (給料 + 扶養手当) × 級地別支給率 】

平成15年の省令改正により、国の基準は上限額(率)のみを規定しているが、平成24年4月1日からはこの基準も「参酌すべき基準」とされている。

4 級別区分及び支給率

級 地	点 数	へき地手当支給率			へき地手当に 準ずる手当
		～ H 1 8	H 1 9	H 2 0 ～	
へ き 地 学 校	第 1 級学校	45 ~ 79	8 %	6 %	(支給要件) へき地学校等への異動 に伴い <u>住居を移転した</u> 場合 (支給期間) 3年間(当該学校に引 き続き勤務させること が必要であると任命権 者が認めた職員にあっ ては6年間) (支給率) ・ 5年間 : 4 % ・ 6年目 : 2 %
	第 2 級学校	80 ~ 119	1 2 %	9 %	
	第 3 級学校	120 ~ 159	1 6 %	1 4 %	
	第 4 級学校	160 ~ 199	2 0 %	1 8 %	
	第 5 級学校	200 ~	2 5 %	2 3 %	
へき地学校に 準ずる学校	35 ~ 44	4 %	3 %	2 %	
特別地域学校	30 ~ 34		-		

平成18年度までは、改正前の省令で定められた支給率としていた。

5 指定の見直し

へき地学校等の指定の見直しは、へき地教育振興法施行規則では概ね6年ごとに（学校の新設、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があった場合には、その都度）行うものとされている。

直近の指定の見直しは、平成22年4月1日に実施

【参考】へき地学校等の指定基準（へき地教育振興法施行規則第3条～第7条）

へき地学校等は、各学校における交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件からへき地度を算定し（基準点数＋調整点数）その点数に応じて級別に指定する。

（1）基準点数

基準点数の項目

陸 地 用	島 用
駅又は停留所までの距離	本土からの月間の定期航行の回数 本土からの海上距離 船着場までの距離

陸 地 用 ・ 島 用 共 通	
旧総合病院までの距離	市町村教育委員会までの距離
病院までの距離	金融機関までの距離
診療所までの距離	スーパーマーケットまでの距離
高等学校までの距離	市の中心地までの距離
郵便局までの距離	県庁所在地までの距離

H21.4.1基準改正： ・ ・ = 要素追加、 ・ = 点数見直し
島用 = 島外に各機関がある場合の加点措置を新設

基準点数の補正（次の項目により基準点数に補正点数を加える。）

交通機関のない部分の自然的条件による交通困難補正
交通機関の運行回数補正（運行回数が少ない場合）
交通機関の自然的条件による運休日数補正
当該学校から最近の「駅又は停留所」が自然条件により閉鎖される場合

・ ・ については、本県は該当校なし

（2）調整点数

調整点数の項目

飲料水の供給状況（加点）	携帯電話の利用環境（加点）
不健康地（加点）	教員数（加点）
遠距離通学児童生徒の率（加点）	本校までの距離（加点）
図書館等までの距離（加点）	都市近郊調整（減点）
ブロードバンドの利用環境（加点）	

H21.4.1基準改正： ・ ・ = 要素追加
学用品・食料品等の購入地までの距離に係る要素削除
については、本県は該当なし

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第13条の規定による見直し調査の結果及び小中学校の統廃合に基づき、へき地手当等の支給対象校を定めた職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成19年大分県教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）について、下記のとおり支給対象校の追加、廃止等を行うため

2 級地指定の見直し

(1) 級地の上がる学校（6校）

学 校 名	新級地	現級地	新級地
杵築市立上 <small>かみ</small> 小学校	2級地	1級地	2級地
杵築市立大田 <small>おおた</small> 小学校	1級地	準級地	1級地
国東市立武蔵西 <small>むさしにし</small> 小学校	準級地	特別地域	準級地
日田市立小野 <small>おの</small> 小学校	1級地	準級地	1級地
佐伯市立宇目緑豊 <small>うめりよくほう</small> 小学校	2級地	1級地	2級地
佐伯市立宇目緑豊 <small>うめりよくほう</small> 中学校	2級地	1級地	2級地

(2) 級地の下がる学校（4校）

学 校 名	新級地	現級地	新級地
佐伯市立本匠 <small>ほんじょう</small> 小学校	特別地域	準級地	特別地域
玖珠町立古後 <small>こご</small> 小学校	1級地	2級地	1級地
佐伯市立本匠 <small>ほんじょう</small> 中学校	特別地域	準級地	特別地域
玖珠町立古後 <small>こご</small> 中学校	1級地	2級地	1級地

(3) 新規指定の学校（2校）

学 校 名	新級地	備 考
佐伯市立直川 <small>なあかわ</small> 小学校	1級地	新規
佐伯市立直川 <small>なあかわ</small> 中学校	1級地	新規

3 学校の統廃合

(1) 新規指定の学校 (1 校)

学 校 名	新級地	備 考
佐伯市立米水津小学校 <small>よのうづ</small>	1 級地	新設： <small>いろみや</small> 色宮小学校(1 級地)と <small>こうよう</small> 向陽小学校(無級地)を統合

(2) 学校の廃止 (4 校)

学 校 名	現行級地	備 考
杵築市立山浦小学校 <small>やまうら</small>	1 級地	<small>やまが</small> 山香小学校(無級地)に統合
佐伯市立色宮小学校 <small>いろみや</small>	1 級地	新設校の <small>よのうづ</small> 米水津小学校(1 級地)に統合
九重町立淮園小学校栗原分校 <small>わいえん</small> <small>くりはる</small>	2 級地	廃止
玖珠町立八幡小学校鳥屋分校 <small>やはた</small> <small>とりや</small>	2 級地	廃止

- 1 改正後の級別区分は、文部科学省令で定める基準に基づいて算定した結果である。
- 2 「準級地」とは、規則第 3 条第 6 号に規定する「へき地学校に準ずる学校」をいう。
- 3 「特別地域」とは、規則第 4 条に規定する「特別の地域に所在する学校」をいう。

4 改正内容

規則別表第 1 及び別表第 2 中、上記 2 に掲げる小中学校について級地変更(1 0 校)を行い、上記 3 に掲げる小中学校について追加(3 校)、削除(4 校)を行う。

5 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

第 4 号議案

大分県立高等学校学則の一部改正について

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立国東高等学校の項中

普通科
園芸ビジネス
スポート
メカトロニクス
情報システム
ム工学科
電子工業科

を

普通科
園芸ビジネス
スポート
電子工業科

に改め、同

表の大分県立佐伯豊南高等学校の項及び大分県立佐伯鶴岡高等学校の項を削り、同表の大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年度に設置されたものをいう。）の項中「（平成二十五年度に設置されたものをいう。）」を削り、同表の大分県立玖珠美山高等学校の項中

普通科
生物生産科
食品化学科
地域産業科

を

普通科
地域産業科

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校を廃止することに伴い、規定を整備する必要があり、並びに県立高等学校の学科改編により、県立国東高等学校のメカトロニクス科及び情報システム工学科並びに県立玖珠美山高等学校の生物生産科及び食品化学科を廃止したいので提案する。

大分県立安 心院高等学 校	本校	宇佐市	全日制	普通科	大分県立玖 珠美山高等 学校	本校	玖珠郡玖珠 町	全日制	普通科 (削る) 地域産業科 (削る)	(略)	(略)	総合学科	全日制 (単位制)
大分県立安 心院高等学 校	本校	宇佐市	全日制	普通科	大分県立玖 珠美山高等 学校	本校	玖珠郡玖珠 町	全日制	普通科 (削る) 生物生産科 食品化学科 地域産業科	(略)	(略)	総合学科	全日制 (単位制)

に設置され
たものをい
う。

大分県立高等学校学則の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 「高校改革推進計画 後期再編整備計画」(平成 20 年 8 月策定)に基づき、県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校を、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止するため
- (2) 高等学校の学科改編に伴い募集停止をしていた県立国東高等学校の「メカトロニクス科」及び「情報システム工学科」並びに県立玖珠美山高等学校の「生物生産科」及び「食品化学科」に在籍する生徒が、平成 27 年度末で卒業するに当たり、当該学科を廃止するため

2 改正内容

次の(1)及び(2)に関し、課程、学科等を定めた別表を整備するもの

(1) 学校の廃止

学 校 名	課 程	備 考
大分県立佐伯豊南高等学校 大分県立佐伯鶴岡高等学校	全日制(単位制) 全日制	平成 27 年度末をもって廃止するため

(2) 学科の廃止

学 校 名	学 科	備 考
大分県立国東高等学校 " 大分県立玖珠美山高等学校 "	メカトロニクス科 情報システム工学科 生物生産科 食品化学科	募集停止以前に左記学科に入学した生徒が、平成 27 年度末をもって卒業するため

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

第五号議案

大分県立特別支援学校学則の一部改正について

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立聾学校^{ろう}の項中

専攻科				
術科	産業技	理容科	被服科	工芸科

を

専攻科	
術科	産業技

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

大分県特別支援教育推進計画（平成二十年三月策定）に基づき、県立聾学校^{ろう}高等部の専攻科の工芸科、被服科、理容科を廃止したので提案する。

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）

新旧対照表

以下略		改正案										現行									
		別表（第一条関係）										別表（第一条関係）									
以下略		大分県立聾学校					大分県立盲学校					名称									
		本校					本校					位置									
		大分市					大分市					部									
		高等部					中学部	小学部	幼稚部	高等部					中学部	小学部	幼稚部	科			
		専攻科								専攻科								科			
		産業技術科	(削除)	(削除)	(削除)	産業技術科	普通科				保健医療科	理療科	普通科				学科				
		聴覚障害					知的障害					視覚障害					種別	教育の対象とする障害			
以下略		大分県立聾学校					大分県立盲学校					名称									
		本校					本校					位置									
		大分市					大分市					部									
		高等部					中学部	小学部	幼稚部	高等部					中学部	小学部	幼稚部	科			
		専攻科								専攻科								科			
		産業技術科	理容科	被服科	工芸科	産業技術科	普通科				保健医療科	理療科	普通科				学科				
		聴覚障害					知的障害					視覚障害					種別	教育の対象とする障害			

第三号議案

大分県特別支援教育推進計画の変更について

大分県特別支援教育推進計画を別紙のとおり変更する。

平成二十二年十月二十二日提出

大分県教育委員会教育長

小 矢 文 則

提案理由

大分県特別支援教育推進計画の一部を変更したいので提案する。

大分県特別支援教育推進計画（平成20年3月策定）の概要及び年度別計画の一部変更

推進計画策定時（平成20年3月）	推進計画の一部変更（平成22年10月22日の教育委員会会議で決定）																								
<p>大分県立特別支援学校の再編整備</p> <p>1 背景（略） 2 計画の期間（略） 3 基本的な考え方（略） 4 計画</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 1 ）学校別計画</p> <p>ア 視覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立盲学校）～略～</p> <p>イ 聴覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立聾学校） 対象とする障がい種の拡大 平成23年度から、高等部本科及び専攻科で、知的障がい者も受け入れる。</p> <p>学科の再編 高等部本科 平成23年度から、「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」を新設する。「職業科」は、ニーズに応じたコース編制とする。 ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。</p> <p>高等部専攻科 平成23年度から、「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「職業科」を新設する。「職業科」は、ニーズに応じたコース編制とする。 ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。</p> <p>ウ 知的障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立宇佐養護学校他10校） 対象とする障がい種の拡大 平成24年度から、新生養護学校で肢体不自由のみを有する児童生徒も受け入れる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 2 ）年度別計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 90%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	計 画 内 容	20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。	21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。	22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。	23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。	24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。	<p>大分県立特別支援学校の再編整備</p> <p>1 背景（略） 2 計画の期間（略） 3 基本的な考え方（略） 4 計画</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 1 ）学校別計画</p> <p>ア 視覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立盲学校）～略～</p> <p>イ 聴覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立聾学校） 対象とする障がい種の拡大 平成23年度から、高等部本科及び専攻科で、知的障がい者も受け入れる。（平成23年度は実施しない。）</p> <p>学科の再編 高等部本科 平成23年度から、「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」を新設する。職業科は、ニーズに応じたコース編制とする。 ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（平成23年度は実施しない。）</p> <p>高等部専攻科 平成23年度から、「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「職業科」を新設する。「職業科」は、ニーズに応じたコース編制とする。 （平成23年度は実施せず、平成26年度に新設する。） ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（平成23年度は実施しない。）</p> <p>ウ 知的障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立宇佐養護学校他10校） 対象とする障がい種の拡大 平成24年度から、新生養護学校で肢体不自由のみを有する児童生徒も受け入れる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 2 ）年度別計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 90%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。（*1）</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2） 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」 （*3）及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2）</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更内容】 (*1) 盲学校、聾学校の校名変更は、平成22年度は実施しない。 (*2) 知的障がい者対象の高等部本科及び専攻科「職業科」の新設は、平成23年度は実施しない。 (*3) 聴覚障がい者対象の高等部専攻科については、平成22年度高等部本科入学生（現1年生）の現行専攻科での最長3年間の学習を保障するため、平成26年度に改編する。</p>	年度	計 画 内 容	20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。	21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。	22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。（*1）	23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2） 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」 （*3）及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2）	24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。
年度	計 画 内 容																								
20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。																								
21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。																								
22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。																								
23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。																								
24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。																								
年度	計 画 内 容																								
20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。																								
21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。																								
22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。（*1）																								
23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2） 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」 （*3）及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2）																								
24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。																								

（注）表中の学校名は、大分県特別支援教育推進計画策定時の名称で記載している。

県立聾学校専攻科の学科再編について

1 旧設置学科の沿革

昭和 2 3 年 4 月、県立聾学校を新設し、小学部、中学部、高等部の 3 学部を設置

高等部は、木材工芸科、被服科、理容科の 3 科編成

昭和 3 3 年 4 月、高等部に専攻科を開設。(木材工芸科、被服科、理容科の 3 科編成)

その後、本科「木材工芸科」は「産業工芸科」に、専攻科「木材工芸科」は「工芸科」に改称

2 旧設置学科の概要

(1) 本科(修業年限 3 年)

高等学校に準じた普通教科の学習のほか、専門科目の実習をとおして、就労につながる実践力を身につける。

(2) 専攻科(修業年限 3 年)

本科 3 年間の習得状況を踏まえ、さらに精深な専門教科・科目の学習を行う。なお、理容科は、国家試験合格を目標とした実践的学習に重点を置く。

3 「大分県特別支援教育推進計画」(平成 2 0 年 3 月)に基づく高等部の学科再編

本科・専攻科とも各学科の在籍者数が少ない。少人数の学科別学習を行うよりも、規模の大きい集団で行う方が効果的・効率的であり、職業学科 1 科に統合。

【近年の各学部・学科の在籍状況】

学部・学科	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H27
幼	20	10	8	8	8	8	8	4	8	9	12
小	5	16	25	28	18	15	16	17	12	7	16
中	12	5	2	8	17	14	12	11	11	13	12
高	本科	9	14	10	3	9	13	20	16	14	10
	専攻科	2	2	8	6	1	3	1	2	1	0
計	48	47	53	53	53	53	57	49	47	40	50

また、大学進学等を希望する生徒や保護者から、普通科新設の要望がある。

こうした背景から、平成 2 3 年に本科の普通科と職業学科を、平成 2 6 年に専攻科の職業学科をそれぞれ開設し、本科・専攻科の旧設置学科を廃止する。

4 学科再編の年次進行

(1) 旧設置学科

学 科	学 年	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
本 科 産 業 工 芸 科 被 服 科 理 容 科	1 年		募集停止		学科廃止			
	2 年							
	3 年							
専 攻 科 工 芸 科 被 服 科 理 容 科	1 年					募集停止		学科廃止
	2 年							
	3 年							

(2) 新設学科

平成 2 3 年 4 月、本科に「普通科」と「産業技術科」を開設

平成 2 7 年度は、普通科に 7 名、産業技術科に 3 名が在籍

平成 2 6 年 4 月、専攻科に「産業技術科」を開設。現在の在籍者は 0 名

5 今後の予定

2 月 2 3 日の教育委員会会議に、大分県立特別支援学校学則の一部改正について付議

(同学則の別表中、聾学校高等部専攻科の学科から「工芸科」「被服科」「理容科」を削除)